

八王子市避難支援プラン（全体計画）素案に関する意見募集の結果

八王子市避難支援プラン（全体計画）素案に関する意見募集を行ったところ、次のとおり皆さんからご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見等の概要と八王子市の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

平成21年2月1日から平成21年3月2日

2 意見総数

人数	件数	提出方法
12人・団体	49件	郵送、Eメール、持参、説明会での発言

3 寄せられたご意見等と市の考え方

ご意見等（概要）	市の考え方
自助・共助等の全体的事項について	
<ul style="list-style-type: none">町会の協力が必要だとは思いますが、役員も高齢化している中で、どこまで支援できるか不安な面もある。今後、多くの市民が理解を深めるように対策を行って欲しいし、地元ともよく調整をしながら進めていただきたい。市のプランに賛同するが、縦割りであることに考慮願いたい。進め方が、あまりにも行政的であり、市民の「声」を聴いていないところに不安を感じる。 まず、自治会がどう捉えているのか？それからどのような行動を取るのかを考えてほしい。計画の段階では障害別の要望の聞き取りが必要だと思います。当事者からの声を反映させた計画をお願いしたいと思います。	<p>全体計画は、市が行う災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に、避難支援に関わる体制や災害発生時の対応などの基本的な方針をまとめたものです。</p> <p>避難支援に関する周知や具体的な対応、個別計画の作成を進める際には、今回のパブリックコメントだけではなく、地域の特性や災害時要援護者の実情などをお伺いしながら、皆さんとともに進めていきたいと考えています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近は町会などに入らない方も多く、隣の人も知らないといった状況も見受けられます。こうした方がたを支援していくためには、まず、地域のコミュニティーを強化する必要があるのではないのでしょうか。市役所だけの問題ではないと思いますが、こうしたことについても何らかの対応を行っていかねば、弱者への支援などもできないと思います。 ・ 町会・自治会にそうした情報は降りてくるのだろうか。 	<p>災害による被害を最小限にするためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方が重要です。市はこれまでも、町会・自治会や自主防災組織の結成促進及び育成に取り組んでおり、今後も努力していきます。</p> <p>また、避難支援プランの推進にあたっては、町会・自治会をはじめ、関係機関・団体や地域の方がたと情報を共有しながら取り組んでいきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者自身も災害に備える必要があることを周知していただきたい。 	<p>災害時に最も重要となるのは、「自分の身は自分で守る」という自助の考え方です。災害時要援護者の方がたも、平常時から助けが必要なことのアピールや近隣との付き合いを積極的に行っていただくなど、出来る限りの備えや対応をしていただくよう促していく必要があると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生・児童委員の役割をどう考えているのか教えていただきたい。 	<p>災害時要援護者を支援していくためには、町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員、福祉関係者など、関係機関・団体の連携・協力が不可欠です。</p> <p>「災害時一人も見逃さない運動」や「高齢者見守りネットワーク」などとも連携を図るうえでも、民生・児童委員の皆様にも積極的にご協力をいただきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者、関係機関・団体、福祉関係機関・団体、福祉関係者と類似語句が頻出しますが、何らかの整理が必要と考えます。 	<p>「関係機関・団体」を基本として整理しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域」の概念について P1 地域(近隣)、P6 地域コミュニティー、地域包括支援センターなどの記述がありますが、地域の単位を明確にすることが必要と思います。 	<p>全体計画においては、一般的に使用しており、特定の区域を指すものではありません。個別計画の作成を進める際には、ご意見を踏まえて検討します。</p>

対象とする災害時要援護者について

- P2 10行目「一般的に」は「例として」が適当と考えます。障害等の状況、介助の必要度は一人ひとり個別のものであり一般化はできません。
- 認知症高齢者は、車椅子、担架等の補助器具が必要なことがある。
- 避難所に酸素ボンベが持ち込めるように改善を。
- 内部障害者の継続治療が出来るように、病院・薬局等の情報を優先的に提供するように改善を。
- どのような手段を用いて気持ちを落ち着かせるのか、個人計画書にて具体策を把握する必要がある。
- 知的障害者は薬を服用している人も多いため個人計画書にて具体的に把握する必要がある。
- 知的障害者は誘導時に絵カードや写真などが必要。
- 知的障害者は家族や支援者が来るまで一人にしない。
- 知的障害者を被災前の生活に早く戻す事は大前提だが、被災中の地域指定避難所以外に障害を持つ仲間が集まれる場所の確保が必要。
- 精神障害者は被災中に自ら薬を把握し適切に答えられるとは限らない。個人計画書にて具体的に把握する必要がある。
- 外国人は通訳や多言語表示が不足する場合もあるので絵カードや写真などが必要。
- 「足が不自由な」は「四肢に不自由がある」、「一刻も早く」は「できるかぎり早く」など地域、実態に即した修正を。

P2の「災害時要援護者の特徴及びニーズ」は、あくまで例示であり、本市としても、これらは一律的なものではなく、すべて網羅されているものではないと認識しています。

こうしたことをご理解いただけるよう、P2 10行目を「～特徴やニーズ(例)は、下表のとおりとされている。」と修正し、表題にも「(例)」を追記しました。

また、ご意見の中で改善や対応を求められている事項に関しては、今後検討していきます。

<ul style="list-style-type: none"> 《災害時要援護者の特徴およびニーズ》の語句については「特徴」は「想定される状況」「緊急事態等の覚知が」は「緊急事態等に気づくのが」と平易に記した方がよいと思います。 	<p>ご意見を踏まえて、ひとり暮らし高齢者の欄を「緊急事態等であることに気付くのが」、視覚障害者の欄を「視覚による認識が困難」と修正しました。</p> <p>「特徴」については、災害時要援護者の現在の状況を記述していることから、そのままとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 言語障害者には言語の理解が困難になることもある失語症を追記する。 	<p>ご意見を踏まえて、「音声は聞こえても、ことばの意味などを理解できない場合がある」と追記しました。</p>
災害時要援護者情報の収集・共有について	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者情報の把握は、通常業務とは別に年1回でも定期的に要支援対象者の状況・情報把握をした方がよい。 	<p>個別計画の作成を進める中で、ご意見を踏まえて検討していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者情報の収集については(3)関係機関共有方式を6行目以下と統合した上で明確に表現すべきと思います。札幌市避難支援ガイドラインでは[行政情報の活用も検討する]とのさらに簡明な表現で加えています。 災害時要援護者情報の収集は、希望するしないに関わらず、対象者全員に登録案内が行き渡らなければならない。また、知的障害や認知症など本人の登録意志や同意確認が困難な対象者の後見人の選定が必要である。 	<p>ご意見を踏まえて、P5「2 災害時要援護者情報の収集」の1文目の後に、「また、これらの方式をより多くの災害時要援護者に周知し、避難支援プラン（個別計画）の作成（登録）を呼びかけるため、上記により市が保有する情報の活用等について検討を行う。」と追記しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 障害者は把握しにくかったり、マンションではオートロックで聞き取りもままらなかつたりすることもあるが、市はどう考えているのか。 	<p>平常時から助けが必要なことをアピールしていただくなどの災害時要援護者自身の自助を促すとともに、行政で持つ情報の活用やマンションの管理者への働きかけなどを行っていく必要があると考えています。</p>

避難支援体制について

- ・ 避難支援者は要援護者によっては複数の支援者による避難も想定する必要があります。また避難所到達を区切りとして、専門職、当事者団体、ボランティア団体等を含めた支援者の再編成が有効な方策と考えます。

避難支援者は、複数名選出することを原則としています。支援者の再編成については、個別計画の作成を進める中で、ご意見を踏まえて検討していきます。

情報伝達等について

- ・ 情報伝達手段を「考慮する必要・・・」ではなく、具体的に掲載する。文字伝達手段としての電光掲示板についてはいろいろと新機種も出ているので市は情報を収集して欲しい。
- ・ 電光文字盤の設置をご検討下さい。平時には福祉センター等に置き有効利用出来ると思います。
- ・ 「電光掲示板」を全避難所というのではなく、例えば聴障者が多く集まる避難所等に設置していただければ嬉しく思います。

具体的な対応等については、個別計画の作成や今後の災害対策を推進していく中で課題等を抽出し、検討する必要があると考えています。

- ・ 防災情報の周知のための説明会に手話通訳者及び要約筆記による情報提供をする事を明記する。

これまでも、防災訓練や防災講演会で手話通訳を行っており、引き続き努力していきます。

避難所における支援について

- ・ 避難後の必要に応じてではなく、事前に地域避難場所の要援護者の人数やニーズを把握しておき、事前に設置必要な設備や医療関係などを関連機関へ要請しておくなどの連絡・役割体制マニュアルを作って訓練しておくことが必要
- ・ あらかじめ要援護者の状況を把握し、「二次避難所への避難の必要状況に」ではなく、最初から要援助者の中で福祉センターや特別支援学校などを「避難所」にする必要がある人を把握しておく。

具体的な対応等については、個別計画の作成や今後の災害対策を推進していく中で課題等を抽出し、検討する必要があると考えています。

<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営など阪神と新潟の震災経験自治体からの情報をもっと多く収集し、良い点や反省点などを事前に具体的に開示することにより、要援護者自らが防災対策や心構えなどの危機管理意識が高まると思う。 盲導犬や介助犬など生活を伴っている場合は、一緒に避難する必要がある、避難所でも介助犬が必要な人がいるので、要援護者の避難所を最初から設置し、介助犬を必要とする方のエリアも区分けして設置しておく必要がある。 	
<h3>訓練の実施について</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> 要援護者避難訓練の実施においては狭い範囲で沢山の地域で行って欲しい。 	<p>地域の特性や災害時要援護者の実情など見合った訓練が行えるよう努力していきます。</p>
<h3>個別計画の作成について</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> 「個別計画」と名打っているのだから要援護者の基準を「年齢要件や等級」といったようなザックリとしたくくりで線引きするのはどうかと思う。 「支援を要する度合い等を検討」は「支援の方法等を検討」が適切と考えます。度合いとした場合、ICF(国際生活機能分類)がまだ限定的な運用にとどまるなか、要介護度および障害程度とは異なる「支援を要する度合い」の概念に共通認識を得るのは、現時点ではむずかしいと思います。 	<p>個別計画は、災害時要援護者一人ひとりの状況に応じて作成することから、一度に何千人もの計画を作成することは困難であり、素案 P13 の「個別計画を作成するために検討すべき事項」にあるとおり、最初は一定の基準や支援を必要とする度合いに応じた段階的作成なども視野に入れる必要があることから記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 個別計画を策定する年度計画を示すべきである。 防災課だけではなく、福祉課と一緒に支援プランを作っていかなければならないと思います。 	<p>現在は、個別計画作成についても検討を始めているところですが、年度計画やモデル地区方式等の市域における進め方を含めて、平成 21 年度 4 月から本格的に推進していく予定です。その際には、健康福祉部を中心に、防災課や避難所運営所管等を含めた横断的な組織による推進体制を構築し取り組んでいきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施にあたり「モデル地区を指定し」とあるがそこから情報を収集する以前に、阪神・新潟・四川省などの震災経験都市へ視察や情報収集、他府県の災害対策の情報収集などを経て、八王子市の具体的骨子を作り関係機関のほかに当事者(障害者などの)団体と協力し、市役所と市民が共同で創り上げていくのが理想だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難支援プランの推進にあたっては、町会・自治会をはじめ、関係機関・団体や地域の方がたと情報を共有しながら連携・協力し取り組んでいきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報が多く含まれるので個人情報の管理はもとより、情報登録の意志や同意確認をきちんと得られるかの検討を充分おこなってほしい。特に認知症や知的障害者などは登録・同意の賛否をおこなう後見人などの選定も重要と思われる。 ・ 個別計画書の管理において、電子情報の管理は災害時には使えない場合があるため紙媒体と両方で保管というのは良いと思う。ただし、災害時に保管場所から持ち出すことが容易ではない可能性もあるので、あらかじめ個人計画書を各地域ごとに分けて地域避難場所の備蓄倉庫や、要援護者専用の避難施設にも保管しておくの良いのではないか。 ・ 「避難支援プラン(個別計画)<例>」は、事前に要援護者の所在把握するには良いが、災害時の避難誘導の際や避難場所ではとても役に立つ物とは言いがたく、個別の避難支援プランとは思えない。 サポートブックから災害時用に必要事項を抜粋したサポートカードのようなものが必要である。 また、要援護者との1つのコミュニケーション手段として、各地域避難場所の備蓄倉庫に個別計画書と共にコミュニケーションボードを保管し相談員や支援者が、外国人も含めた要援護者と少しでもコミュニケーションを取りやすくすることも必要だと考える。 	<p>個別計画の様式を含め、具体的な対応等については、個別計画の作成や今後の災害対策を推進していく中で課題等を抽出し、検討する必要があると考えています。</p>